

第 8 章 授業料，履修費，研修料その他の納入金

第 49 条 授業料，履修費，研修料その他の納入金の額は，別表第 7 に定める。

第 50 条 授業料その他の納入金は，毎学年の初めにその全額を納入するものとする。ただし，別に定めるところにより分納を認める。

第 51 条 休学期間中の授業料その他の納入金は，別に定めるところにより減額する。ただし，1 分納期を全休した者に限る。

第 52 条 学年の中途において退学した者又は除籍された者もその学年の授業料その他の納入金は，納入しなければならない。

第 53 条 既納の授業料その他の納入金は，いかなる理由があっても一切返還しない。